

2005年6月27日

教員各位

里上讓衛

「地位保全の仮処分命令申立」の経過と争点について

3月31日に、大阪地方裁判所に「地位保全の仮処分命令申立」を行なってから3ヵ月近く経ちました。この間4回の審尋が開かれ、近く命令が出されると思われます。この機会にこれまでの経過をまとめ、争点整理を行ないましたのでご覧下さい。

第1 経過

2004年

- 9月 ・ 学部長から特任教員を希望するかどうかの問い合わせがあり、希望を出す。
- 9月以降 ・ 「特任教員に関する規程」に基づき、授業担当計画など求められる資料等の提出
- 10月29日 ・ 特任教員推薦委員会より教授会に推薦、同教授会より、特任教員として任用する旨の決定
- 11月以降 ・ 2005年度に向けた、①講義カリキュラムの作成、②担当科目の時間割、教員時間割表の作成と送付、③受講生の名簿の確定、2005年度「講義計画一覧」及び新入生用（第1部）の「履修のてびき」の作成とその配布等々の準備が進められる。債権者自身の2005年度の担当科目も、「教養演習」、「経済学入門」、「基礎演習Ⅱ」、「現代の日本経済」、「環境問題Ⅱ」、「基礎演習Ⅰ」、「演習Ⅰ」等が決定され、「時間割表」も作成され、大学の案内などにも、その旨記載され配布される。
この間、債権者は、依頼された原稿を作成したり、関係者と打合せをしたりしてこれらの準備をするとともに、新年度に向けた講義・演習の準備等をする。

2005年

- 3月22日 ・ 理事長から、「特任教員に任用しない」との通告

- ・債権者は通告に抗議
- 3月28日 ・債権者 内容証明の送付（上記通告は違法なものである旨指摘し、特任教員として勤務することを求める）
- ・4月1日せまるも債務者から回答なし
- 3月31日 ・裁判所に仮処分の申立
- 4月2日 ・理事長から上記内容証明に対する回答（3月22日の通告は撤回しない。非常勤講師を希望しないならば、3月22日の申し渡しの予告手当として1ヶ月分の給与を振り込む）
- 4月8日 ・人間科学部教授会
- 4月11日 ・裁判所第1回審尋

○債務者 「答弁書」（4月11日付）

- ・特任教員の任用（採用）権限は「理事会」にある。任用（採用）しない理由を言う必要もない。私立大学には憲法23条の大学の自治の適用はない。特任規程は教授会が理事会に意見を具申する手続を定めたもの。

○債権者が学生に講義をしなければならない旨訴えるも、債務者はこれを拒否。

- ・第1回審尋のあと、「基礎ゼミⅡ」「経済学入門」の開講延期の掲示が出される。

4月15日 ・「里上教授を支援する会」発足

4月19日 ・「本学と里上氏とは、係争中ではありますが、今後、仮に、暫定的に教授の地位が認められましても、本学としては、授業を担当してもらうことは考えておりません」旨の告示。

4月22日 ・人間科学部教授会

4月26日 ・裁判所第2回審尋

○債権者 債権者主張書面（4月19日付）

- ・債務者の答弁書の主張を批判。教授会自治を否定する暴論。1号特任教員の任用権限は教授会にあり理事会にはない。

○債務者 債務者主張書面(1)（4月21日付）及び(2)（4月26日付）

- ・上記(1)で、特任教員規程制定の経緯について主張。推薦委員会、教授会の審査は形式的。不申請、取り下げの事例は、教授会の決定拒否以前に、理事会の意思が反映したもの。→1号特任教員の任用権限が理事会にあることは債務者大学では周知の事実であった。

- ・上記(2)で、人間科学部教授会の4月22日付議事録の一部を提出し（議論の場面が記載されていると思われるところは

かくして見せない)、講義の手当ができたから、本件仮処分の保全の必要性はなくなったと主張。

- ・債務者は、理事会で決議があったと主張しつつ「理事会議事録」を提出せず。また、教授会の議事録についても議論の場面を隠しその一部のみを提出。

5月 6日 ・人間科学部教授会

5月16日 ・裁判所第3回審尋

○債権者 債権者主張書面(2)(5月11日付)及び(3)(5月11日付)

- ・上記(2)において、本件規程の成立の経緯、教授会の自治等について詳細に主張し、1号特任教員の任用は教授会の権限であり、過去、理事会で決議されたこともないなどの事実を指摘し、債務者の主張は虚偽である旨等を指摘。

・次回結審予定で、5月30日までに、疎明を補充することとなる。

6月 2日 ・裁判所第4回審尋

○債権者 ①永野氏の陳述書、②北崎氏の陳述書、③債権者の陳述書、④主張書面(4)等の提出

- ・①において、4月22日教授会の状況について明らかにして頂き、債務者の上記主張が事情を知らない債権者や裁判所を欺罔するものであることを示す。
- ・②において、特任規程の成立の経緯および理事会の実際の状況等を明らかにして頂き、また、過去、理事会で特任教員の任用決定が行われたことがない事実を明らかにして頂き、債務者のこの点についての主張が虚偽であることを示す。
- ・③において、上記債権者主張書面(2)の詳細について疎明する。

○債務者 債務者主張書面(3)、乙31、乙32の提出

- ・上記(3)で、特任教員の採用について異議が予想されるケースでは、教授会と理事会をつなぐ学長・学部長が理事長等と相談の上進めるのが通例である、理事長と学部長のつっこんだ話し合いがなされている等々として、過去、理事会が特任教員の任用決定をしていた旨等を主張。
- ・乙31の2枚目で、特任教員の任用決定がこれまで主張していた「理事会」ではなく、「学内理事会」でなされていたかのような「表」を作成して提出。
- ・裁判所が乙31の2枚目の「表」が、従前からあったものではなく、この裁判のために作成されたものであることを確認。

- ・補充書面の提出期限を6月16日とし審尋を終える。

6月16日

・補充書面の提出期限

○債権者 ①元理事経験者の証言書、②債権者の補充陳述書、③債権者主張書面(5) (6月13日付) 及び④債権者主張書面(6) (6月16日付)

- ・上記①②③④で、過去、理事会でも学内理事会でも特任教員の任用決定が行われたことがない事実、議事録にも記載のない事実を明らかにする。

○債務者 債務者主張書面(4) (6月16日付)・理事長陳述書、・辞令等

- ・「教授会が候補者として決定した特任教員について、学内理事会または理事長がこれを『了』とした場合(これはとりもなおさず理事会決定でもある)、採用辞令を交付することによって、このことを明らかにしている」旨主張。

- ・←特任教員の任用は理事会の権限であり、過去、理事会が特任教員任用決定していた旨のこれまでの主張との関係は？

第2 争点

1 双方の主張の要点と争点

【債権者の主張】

1号特任教員の任用権限は教授会にあり、過去、「特任教員に関する規程」に基づく任用手続きに従い任用されてきたものであり、それ以外の手続(理事会ないしは学内理事会による任用決定)がなされたことはない。

【債務者の主張】

1号特任教員の任用権限は理事会の権限であり、「特任教員に関する規程」に基づく教授会の任用決定は理事会へ意見を具申するものでしかない。過去、理事会(学内理事会)により任用決定されてきたかのように主張。

【争点】

- ・1号特任教員の任用権限は理事会にあるのか、教授会にあるのか
- ・過去、どのような任用手続が行われてきたのか。理事会ないし学内理事会で任用決定がなされたことがあるのか。

(その他)

- ・「過去、一貫して理事長名の辞令が交付されてきた」との債務者の主張の真実性の有無。仮に真実であるとして、辞令の持つ意義、重要性の有無(これをもって、過去、理事会が特任教員の任用決定をしていたといえるか)。

「教授会が候補者として決定した特任教員について、学内理事会または理事長がこれを『了』とした場合（これはとりもなおさず理事会決定でもある）、採用辞令を交付することによって、このことを明らかにしている」 旨の債務者の主張について

- ・過去の1号特任教員の教授会での任用において「異議が予想されるケースでは、教授会と理事会をつなぐ学長・学部長が理事長等と相談の上進めるのが通例である、理事長と学部長がつっこんだ話し合いがなされている」等々の債務者の主張の真実性の有無。仮に真実であるとして、これをもって、過去、理事会が特任教員の任用決定をしていたといえるか。

2 債権者の主張とこれに対する債務者の主張（但し概要）

第1 労働契約の内容

債権者と債務者との間では、満70歳の定年退職を迎える前に、「特任教員に関する規程」に従い、所定の手続を経て、教授会が特任教員の任用を決定した場合には、特任教員として雇用が継続することが、労働契約の内容を構成していた。

1 本件規程が定める労働契約の内容

上記のことが労働契約の内容を構成しているものであることは、「特任教員に関する規程」（本件規程）が規定するところからして（後記(1)、教授会自治（後記(2)）、本件規程の成立の経緯（後記(3)）、過去の運用の実態（後記(2)）からして明らかである。

(1) 本件規程（「特任教員に関する規程」）の文書

本件規程（「特任教員に関する規程」）は、1号特任教員の任用手続について規定しているところ、任用権限が教授会にあることはこの本件規程の文言より明白である（第5条5号・「当該教授会は、…特任教員としての任用を決定する」）。

←【債務者の主張】

「特任教員に関する規程」における「任用」は教授会が特任教員の採用について、理事会に対し意見を具申するために審議決定することを意味するにすぎず、理事会を拘束するものではない（答弁書5頁）。第5条5号の規程は、正しくは「特任教員の採用を理事会に対して要請することを決定する」という意味である。（債務者主張書面(1)・4頁）

(2) 大学の自治、教授会の自治

憲法23条の保障する大学の自治、教授会自治の観点からするならば、教授会の決定をもって特任教員を任用とする本件規程は極めて合理的なものであり、債務者の主張は、大学の自治、教授会自治を否定する暴論である。

これを保障するもの
→ 透明性の重宝!!

① 芦部信喜・「憲法学Ⅲ 人権各論(1) 有斐閣」

「私立大学も『公の性質』をもち、『教員の身分は尊重され』(教育基本法6条)、『重要な事項を審議する』機関は、国公立大学と同じく、まず『教授会』である(学校教育法59条)から、人事に関する大学の自治が保障されることは、言うまでもない。ただ私立の場合は、それぞれ独自に教育方針をもつことができるので、教員の人事について国公立と異なる特別の規律を設けることも、合理的である限り許される場合はありえよう。しかし大学管理機関(理事会)が教授会を上回る実質的権限をもつことは、大学の自治にとって危険である。」(同書227頁)

② 判例においても、「教授会の自治は大学の自治の中核をなすものであり、その対象は学部の人事権についてもおよぶと解するのが相当である」旨指摘されているところである(日本大学(定年)事件・東京地裁平13.7.25決定・労働判例No.818・48頁、乙20号証53頁等)。

③ とりわけ大阪経済大学では大学の自治・教授会の自治が尊重されてきた。

←【債務者の主張】

私立大学については、憲法23条の「大学の自治」の概念は適用も類推適用もされるものではない。(債務者主張書面(1)・6頁)。

(3) 本件規程の成立の経緯(特任教員制度の性格)(再雇用ではない)

それまで大学では、定年制度ができて以降も定年教授を「専任扱い」として大学に残ってもらうということが慣行として行われてきた。このような教育研究と老後の救済のため雇用を継続するという慣行を、1977年に制度化し規程としたのが特任教員制度である。そして、この「特任教員に関する規程」は、1996年に改正されたが、この96年改正は、1号特任教員の任期を短縮し、任用基準について具体的基準を設けるとともに、任用手続についても、「当該教授会は、推薦された候補者について特任教員として任用することを決定する」旨明記されている。これは過去の運用の実態に踏まえ明記されたものである。このように「特任教員に関する規程」の改正は、過去の運用の実態、慣行に踏まえつつ教授会と理事会との間で双方承認した上でなされたものである。

債務者の再雇用であるという主張が誤りであることはこのような本件規定の成立の経過からも明かである。

←【債務者の主張】(再雇用)

① 債務者大学には定年規程があり、退職金を交付しているから特任制度は、再雇用であり、②その後制定された特任教員制度の成立の経緯について、債務者は、当初、1977年の制度は、「老後の救済」

などの恩恵的制度としての意味合いを有していたと主張していたが（債務者主張書面(1)）、その後の債務者主張書面(3) 3頁では、そのような時期もあったが、1996年に改正されて制度の性格が変わったかのように主張。㊦本件規程は教授会内部の事務規程を定めたものであるから、本件規程が理事会も承諾して制定されたものであることは、理事会に権限がないことの根拠となるものではない。

2 この間の運用の実態＝事実たる慣習としての労働契約の内容

1号特任教員の任用について教授会がその任用権限を有していたことは、以下の、この間の運用の実態からして明らかである。また、今仮に、1号特任教員の任用権限は理事会にあるとの債務者の主張を前提としたとしても（1号特任教員の任用に関しても、教授会の任用決定があった場合でも、さらに理事会の議決が必要である、との債務者の主張を前提としたとしても）、債務者大学においては、少なくとも、以下のとおり本件規程所定の手続を経て、教授会が1号特任教員任用を決定した場合には、特任教員に就任するという扱いが、事実たる慣習として確立し、労働契約の内容となっていたものである。

(1) 過去の任用の実態①－特任教員への就任

過去、1号特任教員の任用は、本件規程にしたがった運用がなされており、これに反する運用は一切ない（本件規程に基づき、同規程所定の手続を経て、1号特任教員任用を教授会で決定された者で特任教員として任用されなかったものは全くない）

←【債務者の主張】

- ①教授会の決定と理事会の決定が一致した結果にすぎない（債務者主張書面(1) 8頁）
- ②定年退職した教員全員が必ずしも特任教員になれるわけではない。不申請、取り下げの事例がある。
- ③不申請、取り下げの事例は、理事会の意思が教授会の決定に反映されたこと、教授会が理事会の意思を付託したことを示すものである。

←【債務者の主張】は誤魔化しの主張であり、事実を反する主張（里上陳述書補充書）

- ・「特任教員に関する規程」に基づき教授会により任用決定されたもので特任教員になれなかったものはいない。債務者の主張は誤魔化しの主張。
- ・不申請、取り下げの事例は、特任教員の任用基準の研究業績が足りないという事情、あるいはご病気等という事情等々それぞれのご事情で本人の意思で申請されなかったり、取り下げられたものであり、「理事会、

① 学則1人を大前提として
教員システム
教員制の民権的意味は
何処か

ガラスの箱の存在

2014年
3月22日を以て
特任

② 大卒の立場として
本学内ではあり

大学においては、全ての教職員が教授会の任用決定を最終的なものであるとして認識し、運営されていた。すなわち、対内的のみならず対外的にも、教授会による特任教員任用を前提として新年度に向けた、①債務者大学の講義カリキュラムの作成、担当科目の時間割、教員時間割表の作成と送付、②受講生の名簿の確定、③新年度「講義計画一覧」及び新入生用の「履修のてびき」の作成とその配布等が進められていた。

←【債務者の主張】

「不採用通知が3月22日と遅かったことで、雇用されるとの信頼を裏切られたことにより被った損害とか、雇用が期待通りに行かなかったことによる損害を認めるならともかくとして」「理事会による特任教員の採用決定に至っていないことは学内では周知の中で、教務事務の授業準備行為をもって、使用者・理事会の規範意識の表れであるという主張は“為にする”議論以外の何ものでもない誤ったものである。」(債務者主張書面(3)8頁)

① 大卒の立場
② その立場は何か

★ 学則の存在が
ない

第2 権利濫用

1 理事会による教授会の1号特任教員任用決定に対する拒否は、当該教授の教員としての雇用契約上の地位を喪失させるものであるから、教員としての適格性の有無が問われるべきであり、これについては教授会が既に任用決定を行っている以上、理事会としては、経営上の高度の必要性が認められない限り、教授会の自主的判断を尊重すべきものである(教授会の自治は大学の自治の中核をなすものであり、その対象は学部の人事権についてもおよぶと解するのが相当である)。

←【債務者の主張】

①特任教員の採用は、「最終的に理事会の決定するもので、この採否の理由を明らかににする必要は本来的にない」(答弁書)

←【債務者の主張】は暴論である。

かかる債務者の主張は、大学の自治の中核をなす教授会の自治を全て否定するに等しい暴論以外のなにものでもない。

2 教授としての適格性および債権者の権利の著しい侵害

① そもそも債権者は、特任教員推薦委員会が認めるとおり、1号特任教員の任用基準を十二分に備えているものである。また、人間科学部教授会も債権者についてその適格性を認めているものである。実際、債権者は、債務者大学の「大阪経大論集」に多数の論文を公表し続け、また、共著で教科書を作成出版するなどして、研究・教育活動を続けているものであり、多数の受講生もいるものである。

- ② 債務者理事長は債権者に対して特任教員としては認めないと言いながら、「非常勤講師として授業をしてくれ」と求めてきているものである。このような「非常勤講師としての授業」を求める債務者理事長の対応からして、債権者に「教員として不適格である」といった事情が全くないことは明白である（なお、このような非常勤講師の採用決定自体についても教授会の決定が必要とされているものである。にもかかわらず、債務者理事長は、このような教授会の決定もないまま債権者に対して非常勤講師就任の要請をしているのである。このような観点からも、債務者理事長の本件行為が、如何に債務者大学における規程を無視した、恣意的なものであるかが明白となるものである。）
- ③ 新年度直前における債務者理事会および同理事長の本件行為が（上記(3)過去の任用の実態③－教授会の任用決定後の状況参照）、債権者に甚大な被害を及ぼすのみならず、いかに債務者大学の学生にも甚大な被害、混乱を招くものであるか、そして、大学の信頼をも失墜させる行為であるかは多言を要しないところである。債務者大学の新年度直前である、3月22日になってなされた本件のごとき対応は、教育の場における社会常識をも全く欠いた暴挙というべきものである。

←【債務者の主張】

① 上記①について

- ・ 上記1の債務者の主張等参照

② 非常勤講師（上記②）について

- ・ 「授業を担当するという面では同じですが、…法人の負担には差があります」（理事長陳述書5頁）
- ・ 「債権者が非常勤講師としての採用を希望されるなら、当該教授会の審議にかける予定でした」（理事長陳述書5頁）

③ 上記③について

- ・ 上記第1・2・(3)の債務者の主張参照

第3 予備的主張（略）

第4 保全の必要性（略）